

市立学校におけるいじめの重大事態に関する調査報告書（概要版）

第1 当該事案の概要

令和5年4月以降、市内小学校に在籍する児童（以下、「対象児童」という。）は、下校時、休み時間や学習中において、児童Aからぶつかられたり、殴りかかられたりするなどした。同年9月以降、対象児童は、欠席するが多くなるとともに、同年11月、医師から起立性調節障害の診断を受けた。

これらのことから、対象児童が、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるものとして、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第28条第1項第1号に規定された重大事態（以下、「生命心身財産重大事態」という。）として調査とともに、いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあるものとして、法第28条第1項第2号に規定された重大事態（以下、「不登校重大事態」という。）の調査を行ったものである。

第2 調査組織及び調査期間

学校主体による調査とし、学校いじめ対策組織の構成員のうち、校長、教頭、生徒指導部長、養護教諭、特別支援教育コーディネーターを調査委員とするほか、教育委員会職員、市職員、心理士及び弁護士の第三者を加え、公平性・中立性を担保した調査組織において調査を行った。

調査期間は令和6年5月23日（木）から令和7年5月21日（水）までである。

第3 いじめの定義等

法第2条第1項に定義する「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であり、

- i 対象児童生徒と他の児童生徒の間の事象であること
- ii 対象児童生徒に対する他の児童生徒の行為があること
- iii 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていること

の3つの要件からなる。

本事案における対象児童に対するいじめを行ったとされる児童の行為について、学校は、いじめ事案と認知し、対処を開始していたが、本調査においては、前述の法の定義に基づき、改めていじめに該当するか検討した。

第4 事実経過を踏まえた検証

対象児童が訴えた次の4件の行為について、事実関係等の調査を行った。

（1）いじめの有無

- ① 行為1（下校時において、ランドセルを引っ張られ転倒した）

児童Aが、対象児童から訴えがあった行為について、事実であると認めており、対象児童が心身の苦痛を感じていることから、対象児童へのいじめに該当する。

なお、行為を受けた本件児童が直後に児童Aを蹴っており、児童Aも苦痛を感じていることから、この件についてもいじめに該当する。

② 行為 2（廊下ですれ違った際、ぶつかられた）

児童 A が、対象児童から訴えがあった行為について、事実であると認めており、対象児童が心身の苦痛を感じていることから、対象児童へのいじめに該当する。

③ 行為 3（休み時間において、言い争いになった際、殴りかかられた）

児童 A が、対象児童から訴えがあった行為について、事実であると認めており、対象児童が心身の苦痛を感じていることから、対象児童へのいじめに該当する。

なお、行為を受ける直前に本件児童が児童 A にボールをぶつけており、児童 A も苦痛を感じていることから、この件についてもいじめに該当する。

④ 行為 4（体育の学習において、殴るふりをされた）

児童 A が、対象児童から訴えがあった行為について、事実であると認めており、対象児童が心身の苦痛を感じていることから、対象児童へのいじめに該当する。

(2) いじめと不登校との関係性

令和 5 年 4 月以降、学級担任は、対象児童の保護者から、対象児童が児童 A との関わりに悩んでいることについて相談を受けた。

同年 9 月以降、対象児童の欠席が多くなるとともに、精神的にも不安定な状況が続いたことから、同年 11 月、対象児童及びその保護者は、病院を受診した結果、医師から起立性調節障害と診断を受けている。

これらのことから、行為 1、行為 2、行為 3 及び行為 4 により、児童 A との関わり方に不安を感じ、気持ちが不安定になったことが、対象児童の欠席の要因の一つとなっているものと考えられる。

第 5 当該事案に係る学校の取組の課題について

当該事案に係る学校の取組については、次のような課題があったと考えられる。

(1) 法に基づくいじめの認知への組織的な対応

学級担任は、度々、対象児童の保護者から、対象児童が児童 A との関わりについて悩んでいることについて連絡を受けていたにも関わらず、行為 1 及び行為 2 が一方的ないじめ行為ではないと判断したため、学校いじめ対策組織に報告がなされなかったことから、いじめ事案としての組織的な対応が徹底されない状況のまま、行為 3 及び行為 4 が発生した。

いじめの疑い事案については、旭川市いじめ防止基本方針に基づき、把握した教職員が速やかに学校いじめ対策組織に報告するとともに、事実確認や認知の判断、認知後の支援や指導等を組織的に対応することが必要であるが、そういった校内の報告体制が十分に整備されていなかった。

また、いじめへの対応においては、法のいじめの定義に基づき、被害を受けたとする児童の被害性に着目して、いじめ事案として認知した上で、対応する必要があることから、学校は、対象児童からの訴えをもって、学校いじめ対策組織会議を開催し、速やかに認知しなければならなかった。

(2) 対象児童及び保護者の心情に寄り添った支援

令和 5 年 10 月、対象児童の保護者は、いじめ防止対策推進部のいじめ対策支援員に対し、対象児童が、児童 A との関わり方に不安を感じ、登校しぶりになるとともに欠席が続いているにも関わらず、学校が対象児童の心のケア等の支援を行っていないことなど学校の対応の不満について相談した。

令和5年4月頃、学級担任が対象児童の保護者から相談を受けていたことから、この時点で、学校が対象児童及びその保護者に対し、組織的な見守り体制の強化や心理士による心のケア等、対象児童が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について速やかに提示するとともに、丁寧に説明し、学校と家庭で連携した対応を進める必要があった。

(3) 保護者への情報共有

令和6年9月、児童Aの保護者は、いじめ防止対策推進部のいじめ対策心理士及びいじめ対策弁護士が行った聴き取りにおいて、児童Aが対象児童と数多くトラブルになっていたことについて、学校から説明を受けていなかった旨を話している。

法23条第3項においては、「学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」と定められている。

また、法23条第5項においては、「学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きたことのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」と定められている。

本件については、学校が対象児童の保護者及び児童Aの保護者に対して、対象児童及び児童Aに対する聴き取り内容や指導内容などを情報共有しておらず、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う措置を適切に講じていなかった。

行為1が発生後、行為2、行為3及び行為4などの事案が度々発生したことを踏まえると、令和5年4月頃、学級担任が対象児童の保護者から相談を受けた時点で、学校が学校いじめ対策組織会議を開催し、その会議において決定した対応方針について、対象児童及び児童Aの保護者に情報提供するとともに、その後も、対象児童及び児童Aの学校生活の様子や支援策実施後の状況、家庭における様子等について、定期的に情報共有すべきであった。

第6 当該事案への対処及び再発防止策について

(1) 当該事案への対処について

ア 対象児童の心のケア

＜具体的な取組＞

- ・いじめ防止対策推進部のいじめ対策支援員やいじめ対策心理士と情報共有し、対象児童及びその保護者的心情に寄り添った対応を進める。
- ・転学先の小学校やいじめ防止対策推進部と連携し、教員、スクールカウンセラー、心理士、教育委員会等で情報を共有しながら対応する。

(2) 再発防止策について

ア 本件と同種の事態の発生の防止に向け、いじめの未然防止・早期発見に向けての取組を再確認し、全教職員で取組を進める。

＜具体的な取組＞

- ・全校集会において、校長によるいじめに関わる講話を実施する。
 - ・児童のいじめの防止等の意識を醸成するため、全学年でいじめの未然防止に係る授業を実施する。
 - ・児童とのふれあいやコミュニケーションの時間を確保し、課題予防的生徒指導に努める。
 - ・道徳教育を中心に全ての教育活動で、生命の尊さ、公共心、自己有用感、多様性の理解、思いやり・感謝等について指導する。
 - ・いじめを許さない態度を育成するため、児童会が主体となった校区内の小中学校で連携した、いじめ未然防止（「いじめ撲滅集会の実施」、「メッセージコンクールの取組」等）の活動を通して、自分ならどのような対応をするかを考えたり、議論したりする場を設定する。
- イ いじめの防止に向けて、関係機関との連携体制を構築し、全教職員による組織的な対応をより充実させるための取組を実施する。
- ＜具体的な取組＞
- ・全教職員が組織として対応できるよう、旭川市いじめ防止対策推進条例や旭川市いじめ防止基本方針に関する教職員研修を実施するとともに、学校いじめ防止基本方針の再確認と本校の取組の見直しに取り組む。
 - ・児童の悩みやSOSを把握するために、休み時間でのふれあいや教育相談の機会を通して、児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努める。
 - ・いじめの疑いで欠席した児童がいる場合については、学級担任等が児童及び保護者に速やかに聴き取りを行い、登校再開に向けた支援策を提示する。また、当該児童の欠席が続く場合には、オンライン学習等の支援を行う。
 - ・学校いじめ対策組織を中心に、学校のいじめ対応についての見直しや改善を図り、全教職員への周知を図る。
 - ・教育委員会や旭川市いじめ防止対策推進部のほか、警察等の関係機関と連携し、いじめ事案に対する適切な対応を行う。
 - ・参観日の学年懇談等の機会において、旭川市いじめ防止対策推進条例に基づくいじめの防止等の取組リーフレットを改めて配付、説明することにより、保護者への啓発を図る。
 - ・学校運営協議会やPTA会長に、本校のいじめ対応の現状を報告し、共通理解を図る。